

特定3疾病保険料
払込免除特約を
リニューアル

NEW

家族^{くらし}を守る。生活を守る。

料率区分型収入保障保険（無解約返戻金型）

メディフィット 収入保障

お手頃な保険料で、
もしものときに備えます。



©MCL/ADK

〈募集代理店〉

〈引受保険会社〉



メディケア生命保険株式会社

住友生命グループ

〒135-0033

東京都江東区深川1-11-12

〈メディケア生命コールセンター〉

0120-315056

<https://www.medicarelife.com/>

30-T210-102-21065011 (2021.6.1)

2021年6月改訂



メディケア生命

住友生命グループ



©MCL/ADK

万一のとき

- 大切なご家族に万一のことがあった場合、その後の生活はどうなるのでしょうか。

住宅ローン
や家賃は？



お子さまの
教育費は？



両親の
介護は
大丈夫？



毎月の
生活費は？



収入が減少し、ご家族の生活費が不足することに…。



万一
のとき

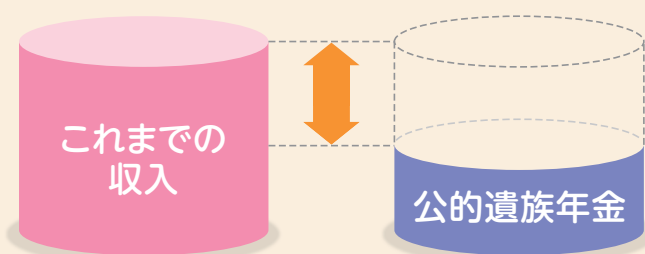


どうしよう…



- そんなとき、**公的保障制度**による生活費のサポートもありますが、家計のバランスはこれまでとは大きく変わる可能性があります。

<1か月あたりの収入イメージ>



だから

料率区分型収入保障保険(無解約返戻金型)

メディフィット **収入保障**

公的保障だけでは足りない金額を
メディフィット収入保障の年金で
備えませんか。



万一
のとき



よかった～！



メディフィット収入保障の保障内容

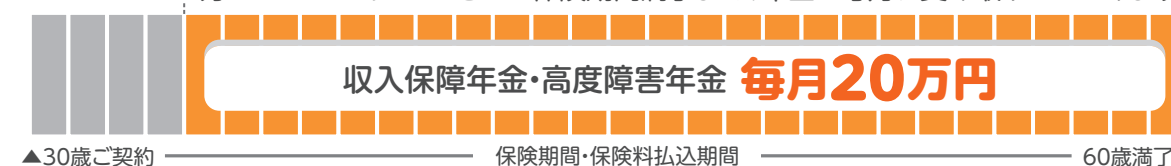
主契約

被保険者が**死亡・所定の高度障害状態**に
該当されたとき、**収入保障年金・高度障害年金**を
お受け取りいただけます。

仕組み

ご契約例	- 料率区分型収入保障保険(無解約返戻金型) - 年金支払保証期間：5年	- 契約年齢：30歳 - 年金月額：20万円	保険期間・保険料払込期間：60歳満了
------	---	---	--

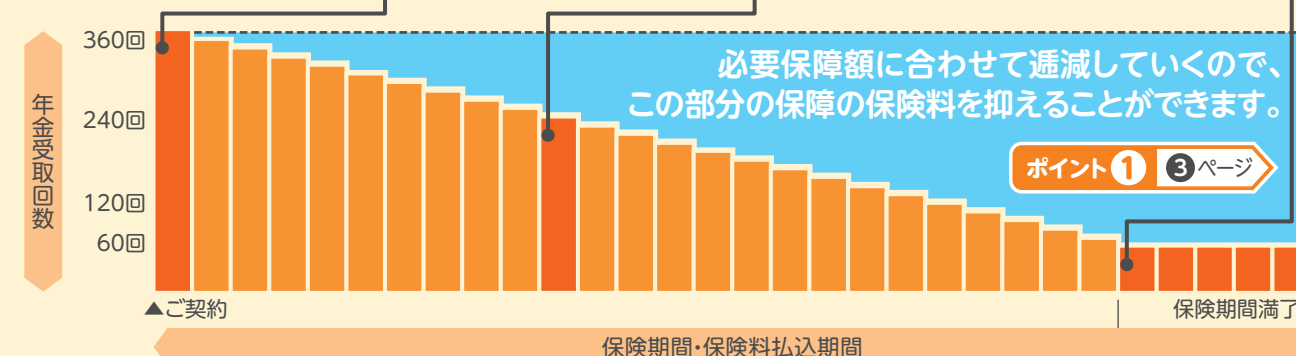
▼万一のことがあったときから保険期間満了まで、年金を毎月お受け取りいただけます。



収入保障年金・高度障害年金は重複してお支払いしません。

[お支払理由に該当した時期ごとの年金受取総額のイメージ]

ご契約から	1か月目	ご契約から 10年1か月目	ご契約から 25年1か月目以降
年金 月額	20万円 × 12か月 × 30年	20万円 × 12か月 × 20年	20万円 × 12か月 × 5年
受取総額	7,200万円	4,800万円	1,200万円



- 年金の受取開始後は保険料のお払込みは不要です。

5年間(年金支払保証
期間)の年金受取が
保証されます。



特約でさらに安心をプラス

NEW

特定3疾病保険料払込免除特約(21) 特定3疾病で所定の理由に該当されたときは、以後の**保険料のお払込みを免除**します。

⚠責任開始日から90日以内に診断確定されたがんは保険料のお払込免除のお取扱いはできません。

ポイント3 3ページ

リビング・ニーズ特約 特約保険料無料 余命6か月以内と判断されるときは、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月後の年金の現価相当額※1の**全部※2または一部※2を前払請求**することができます。

⚠リビング・ニーズ保険金のお支払いは、1契約につき1回を限度としています。また、リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合、この特約は消滅します。

⚠リビング・ニーズ保険金をお支払いする前に、収入保障年金または高度障害年金の支払請求を受け、その年金をお支払いするときは、リビング・ニーズ保険金をお支払いしません。

⚠請求日から保険期間満了の日までの期間が1年以内である場合、リビング・ニーズ保険金のご請求はできません。

⚠リビング・ニーズ保険金をお支払いしたときは、主契約は請求日にさかのぼって消滅または減額されたものとします。

※1 年金の現価相当額とは将来の年金を支払うために必要なその時点における金額のことをいいます。

※2 リビング・ニーズ保険金の請求日の6か月後の月単位の応当日における年金の現価相当額または3,000万円(被保険者おひとりにつき)のいずれか小さい金額を限度とします。なお、限度額は将来変更することがあります。

特約

メディフィット収入保障 選ばれるポイントについて

ポイント

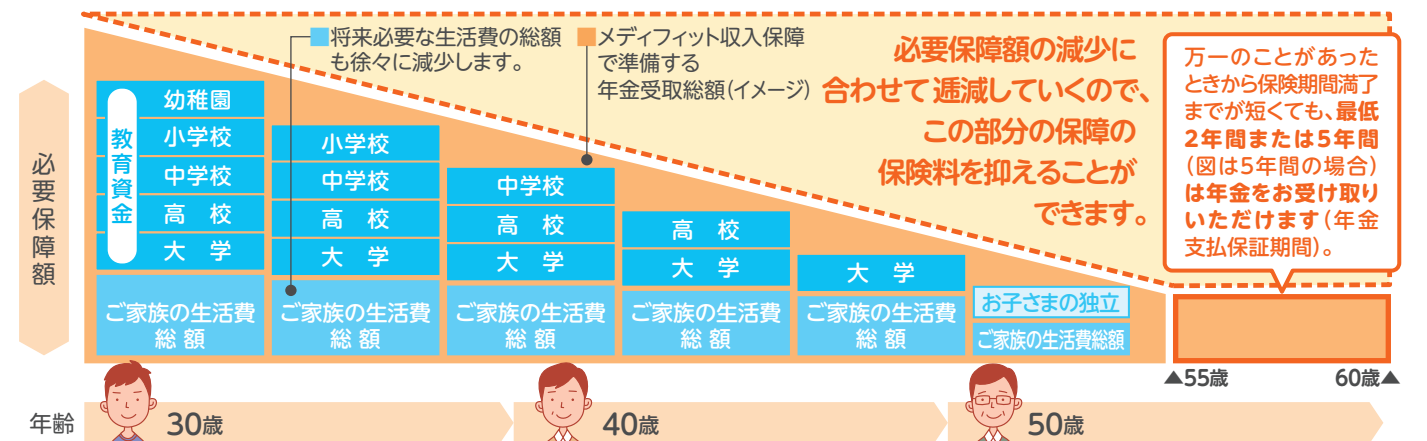
1

必要保障額に合わせた保険設計で、 お手頃な保険料を実現！

たとえば、お子さまがいいらっしゃるご家庭の場合、
一般的には必要となる保障額はお子さまの成長とともに減っていきます。
メディフィット収入保障は、時がたつにつれ減っていく必要保障額に
合わせて年金受取総額が逡減していくので、
保険料がお手頃です！

●必要となる生活資金の推移

お受取りについて詳しくは **56** ページ



ポイント

2

たばこを吸っていない^{※1}と保険料が割安^{※2}！ 体格(BMI)、血圧値も所定の基準を 満たせばさらに割安^{※2}！

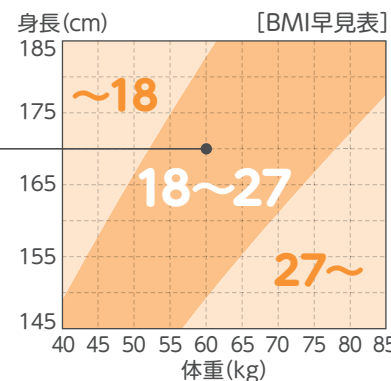
メディケア生命所定の基準(喫煙の状況^{※1}、体格(BMI)、血圧値)
で、被保険者の状態に応じた3つの保険料率を設定。

■BMIとは

身長と体重の関係から計算した、人の肥満度を表す指数です。

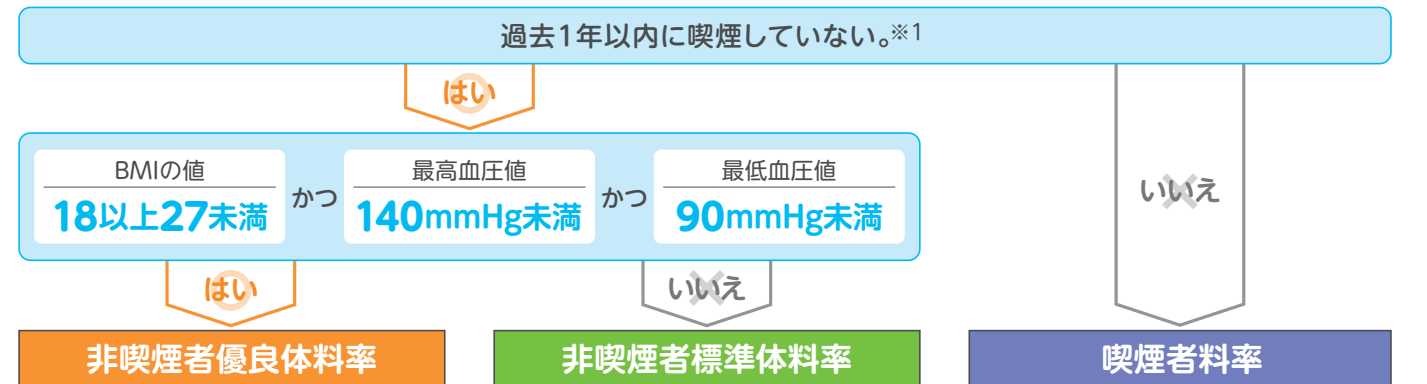
$$BMI = \text{体重 (kg)} \div \{\text{身長 (m)}\}^2$$

●BMIの計算の例(体重60kg 身長170cmの人の場合)
BMI=60÷1.7÷1.7=20.761



※1 非喫煙者優良体料率適用のお申込みまたは非喫煙者標準体料率適用のお申込みがあった場合、喫煙の状況に関する告知をしていただくことに加えて所定の喫煙検査を実施させていただきます。被保険者本人が喫煙者でなくとも、受動喫煙により喫煙検査において「喫煙者」と判定されることもあります。
※2 各保険料率の保険料水準は4ページののとおりとなります。

●適用保険料率決定の流れ



●[保険料水準]



*お申込みの際には、健康診断書のご提出が必要です。喫煙の状況^{※1}、体格(BMI)、血圧値のほか、健康状態、職業・メディケア生命での過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引き受けできないこともあります。
*「優良体」とは、この保険におけるメディケア生命の呼称であり、「優良体」の基準に該当されない方の健康状態や身体状態などが優良でないということではありません。

ポイント

3

特定3疾病で所定の理由に該当されたとき、 以後の保険料はいただきません。

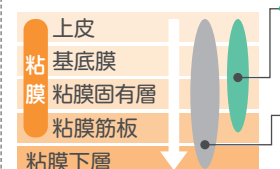
特定3疾病保険料払込免除特約(21)を付加することで、
がん、心疾患、脳血管疾患で所定の理由に該当されたときの経済的負担に備えられます。

上皮内がんも保険料のお払込免除の対象となります。

上皮内がんとは

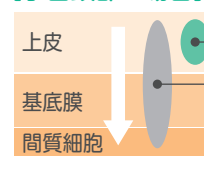
上皮内がんとは、がん細胞が上皮内(大腸(結腸・直腸)の場合は粘膜のなか)にとどまっており、それ以上浸潤していない初期のがんのことをいいます。

【大腸(結腸・直腸)の場合】



●**上皮内がん**
粘膜内にとどまり、粘膜筋板を越えて浸潤していない。
●**がん**
粘膜筋板を越えて浸潤している。

【子宮頸部の場合】



●**上皮内がん**
上皮内にとどまり、基底膜を越えて浸潤していない。
●**がん**
基底膜を越えて浸潤している。

●特定3疾病保険料払込免除特約(21)の仕組み



▲ご契約

●特約の型 **I 型** **II 型** から選択いただけます。

●所定の保険料払込免除理由について

		I 型	II 型 NEW
がん		初めてがんと診断確定されたとき	
心疾患	急性心筋梗塞	入院または手術をされたとき	入院または手術をされたとき
	急性心筋梗塞以外の心疾患	20日以上継続した入院または手術をされたとき	入院または手術をされたとき
脳血管疾患	脳卒中	入院または手術をされたとき	入院または手術をされたとき
	脳卒中以外の脳血管疾患	20日以上継続した入院または手術をされたとき	入院または手術をされたとき

*公的医療保険制度対象となる手術が保障対象となります。

⚠責任開始日から90日以内に診断確定されたがんは保険料のお払込免除のお取扱いはできません。

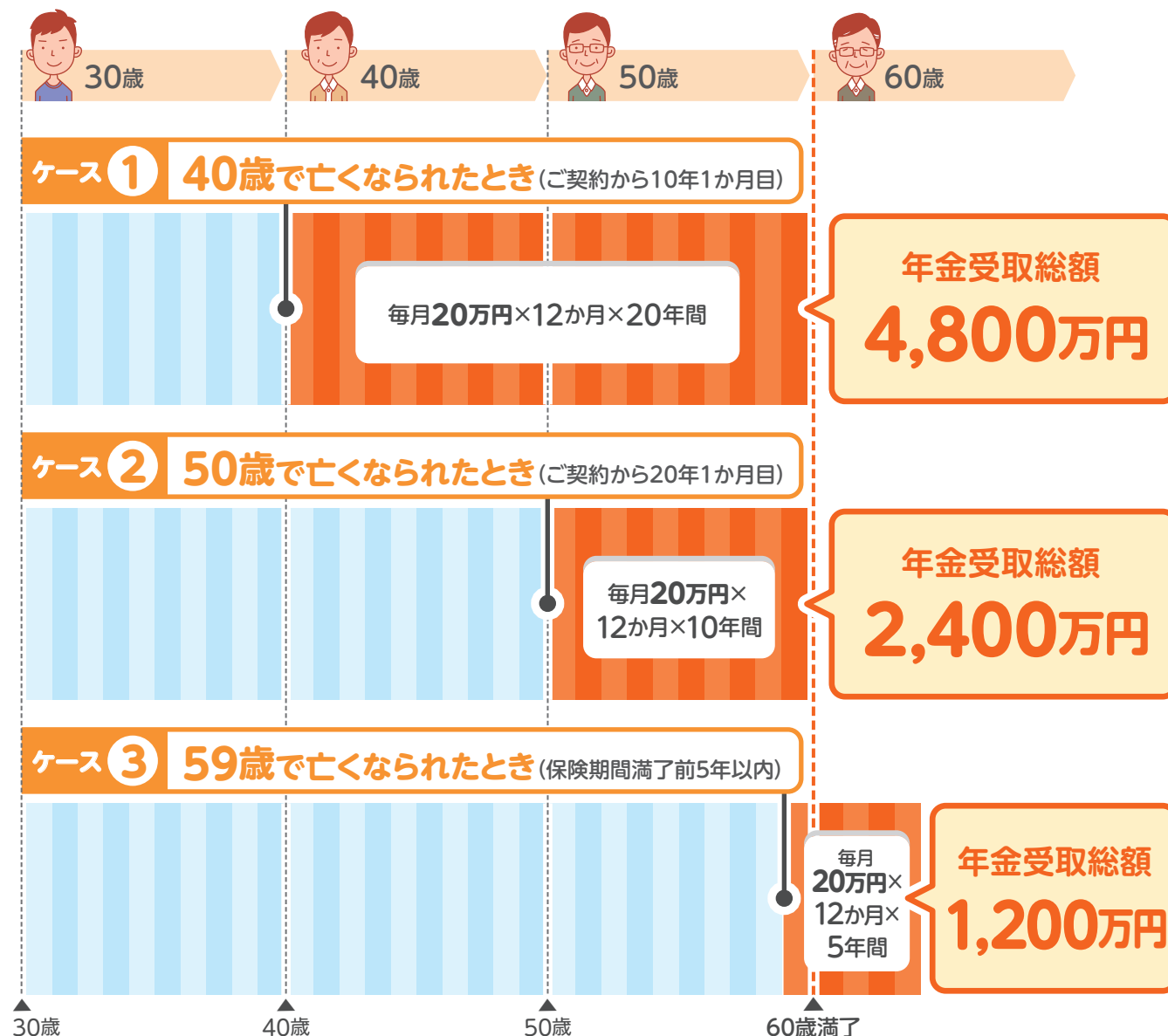
メディフィット収入保障 年金のお受取りについて

ご契約例

- ・料率区分型収入保障保険(無解約返戻金型)
- ・年金月額：20万円
- ・年金支払保証期間：5年
- ・保険期間・保険料払込期間：60歳満了
- ・契約年齢：30歳

年金のお受取総額について

契約年齢30歳の被保険者が亡くなられた場合の収入保障年金のお受取総額の例です。



「年金支払保証期間」があります。

5年間分を保証!

死亡または所定の高度障害状態に該当されたときから保険期間満了日までの期間が「年金支払保証期間」に満たない場合でも、「年金支払保証期間」中は年金を毎月お受け取りいただけます。

たとえば
59歳で亡くなられた場合
(保険期間60歳満了・
年金支払保証期間5年の場合)

年金支払保証期間
5年

年金月額20万円×12か月×5年
年金受取総額 1,200万円

●年金支払保証期間は2年または5年からお選びいただけます。

年金は一時金でも受け取れます。

契約年齢30歳の被保険者がご契約から10年1か月目で亡くなられた場合の収入保障年金のお受取り例です。

1 毎月の年金でお受け取りいただく場合

年金受取総額 4,800万円



2 全部を一時金でお受け取りいただく場合

毎月の年金をお受け取りいただくかわりに年金の現価相当額※1を一時金としてお受け取りいただけます。(この場合、ご契約は消滅します。)

一時金
約4,225万円

3 毎月の年金受取りと一時金受取りを組み合わせることもできます。

- ・年金開始時に年金の一部を一時金、以後を減額された毎月の年金でお受け取りいただけます※2。

受取総額 約4,742万円

たとえば

お葬式やお引越、車のローンの一括返済などすぐにまとまった金額が必要な場合

一時金
約422万円※3



▲ご契約から10年1か月目

60歳まで▲

- ・年金支払期間の途中で残りの年金の全部を一時金でお受け取りいただけます。(この場合、ご契約は消滅します。)

受取総額 約4,472万円

たとえば

お子さまの学費や住宅購入などでまとまった金額が必要な場合



▲ご契約から10年1か月目

▲ご契約から15年1か月目

- ※1 年金の現価相当額とは将来の年金を支払うために必要なその時点における金額のことをいいます。
- ※2 年金開始時に年金の一部を一時金、以後を減額された毎月の年金でお受け取りいただく方法は、第1回の年金をお受け取りいただく前に限り、選択いただけます。(減額後の年金月額がメディケア生命所定の金額を下回るときには、お取り扱いできません。)
- ※3 年金月額2万円分を一時金として受け取った場合。
- ※一時金で受け取る場合、通常、年金で受け取るよりも、受取総額は少なくなります。
- ※第1回の年金のお支払理由が発生した後に、その年金支払期間中に年金の受取人が死亡したときは、将来の年金の支払いを行わず、未払年金の現価相当額を死亡した受取人の法定相続人に一時にお支払いします。この場合、ご契約は消滅します。

税法上のお取扱いについて

〔収入保障年金のお取扱いについて〕

ご契約者(保険料負担者)・被保険者と収入保障年金受取人の関係によって、次のとおり収入保障年金に対する税金が異なります。

契約形態	死亡時に一時金として受け取る場合	税法上のお取扱い	
		年金として受け取る場合	
		死亡時	毎年の年金受取時
ご契約者・年金受取人が同一人の場合	所得税(一時所得)・住民税	—	所得税(雑所得)・住民税
ご契約者・被保険者が同一人で、年金受取人が相続人の場合	相続税	相続税 (年金の評価額※4に対して課税)	
ご契約者・被保険者・年金受取人がそれぞれ別人の場合	贈与税	贈与税 (年金の評価額※4に対して課税)	

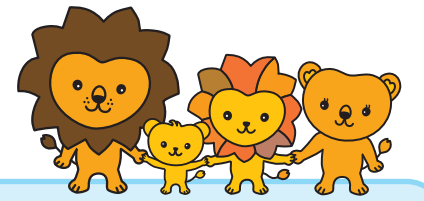
収入保障年金受取人は、収入保障年金のお支払理由発生後は変更できません。なお、一般的に贈与税は相続税に比べ税率が高くなります。

〔非課税扱いの特典について〕

被保険者が受け取る次の年金などは、全額非課税となります。[■高度障害年金 ■リビング・ニーズ保険金]

- ※4 この保険においては、年金開始時に年金の全部を一時金でお受け取りいただく場合のお受取額が年金の評価額に相当します。
- ※税務上のお取扱いは、2021年3月現在のものです。今後、税制の変更等に伴い、記載の内容が変わることがあります。
- ※より詳しい内容等につきましては、国税庁のホームページをご覧ください。

その他の留意事項については、9ページに記載しておりますので、必ずご確認ください。



Q1 被保険者が亡くなった場合以外にも年金が支払われることはありますか？

A1 はい、あります。
被保険者が所定の高度障害状態になられたとき、高度障害年金をお支払いします。

Q2 支払理由に該当しても年金を受け取れない場合がありますか？

A2 はい、あります。
たとえば、次のような場合があります。
●故意または重大な過失により事実と異なる告知をされ、「告知義務違反」としてご契約が解除された場合
●保険料のお払込みがなく、ご契約が無効や失効となった場合
●責任開始日(復活の場合は復活日)から起算して3年以内の自殺によるとき(ただし、精神障害などによる自殺については、お支払いする場合があります)や、ご契約者の故意によるときなど、メディケア生命所定の免責事由に該当する場合 など

Q3 保険料を払込期月までに払えなかった場合どうなるのですか？

A3 保険料の払込みには猶予期間(例：月払いの場合、払込期月の翌月初日から末日まで)があります。
猶予期間内にお払込みがない場合、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から効力がなくなり(失効)、失効後にお支払理由が発生しても年金などはお支払いしません。なお、万一ご契約が失効した場合でも、失効後1年以内であれば、ご契約の復活をご請求いただけます。ご契約を復活する場合には、復活時の喫煙の状況、体格(BMI)、血圧値、健康状態等により、お引受けの可否および適用する保険料率を改めて決定します。

Q4 保険料は上がっていくのですか？

A4 保険料は、保険期間を通じてご契約時の保険料から上がることはありません。
ただし、失効後に復活する際は異なる場合がありますので、**Q3・A3**をご覧ください。

Q5 申込みの際に、医師による診査がありますか？

A5 いいえ、医師による診査はありません。
ただし、健康診断書のご提出が必要であるほか、非喫煙者優良体料率適用のお申込みまたは非喫煙者標準体料率適用のお申込みがあった場合、喫煙の状況に関する告知をしていただくことに加えて所定の喫煙検査を実施させていただきます。

Q6 たばこを吸っていないのに、喫煙者料率になってしまうことはありますか？

A6 はい、あります。
被保険者本人が喫煙者でなくとも、受動喫煙により喫煙検査において「喫煙者」と判定されることもあります。この場合、喫煙者料率でのお引受けとなります。

Q7 たばこは吸っていませんし、BMIも基準を満たしていますが、高血圧で薬を飲んでいたら非喫煙者優良体料率で申し込むことはできないのですか？

A7 いいえ、高血圧で薬を服用されていても、ご提出いただいた健康診断書記載の血圧値が所定の基準を満たしていれば、非喫煙者優良体料率でお申し込みいただけます。
非喫煙者優良体料率でお申し込みいただく場合は、喫煙の状況に関する告知をしていただくことに加えて所定の喫煙検査を実施させていただきます。

Q8 たとえば、非喫煙者優良体料率で申し込んだのに、所定の基準を満たせなかった場合、他の保険料率で契約することは可能ですか？

A8 異なる保険料率でのお引受けが可能な場合があります。
非喫煙者優良体料率は適用できなくとも、非喫煙者標準体料率や喫煙者料率でお引受け可能な場合があります。

Q9 非喫煙者の料率で加入後に喫煙を開始した場合や、加入後に体格(BMI)などが所定の基準から外れてしまった場合はどうなりますか？

A9 ご契約時の喫煙の状況、体格(BMI)、血圧値が基準となり、原則として保険料率が変更されることはありません。
ご契約後の状況の変化は、ご契約や保険料に影響しません。
ただし、失効後に復活する際は異なる場合がありますので、**Q3・A3**をご覧ください。

Q10 保険料の払込みを免除されることがあるのですか？

A10 はい、あります。
不慮の事故による傷害により、その事故の日から180日以内に所定の障害状態になられたとき、以後の保険料のお払込みを免除します。特定3疾病保険料払込免除特約(21)を付加した契約については、特定3疾病で所定の理由に該当されたときも、以後の保険料のお払込みを免除します。また、その払込免除理由や所定の障害状態から回復された場合などであっても、保険料の払込免除は、そのまま継続いたします。(保険料のお払込みが再開することはありません。)

Q11 上皮内がんでも保険料の払込みが免除されるのですか？

A11 はい、特定3疾病保険料払込免除特約(21)を付加していた場合、上皮内がんを診断確定された場合でも、保険料のお払込みが免除されます。

Q12 特約の中途付加はできますか？ また、保険期間を変更したり、他の保険(医療保険、定期保険など)に切り替えることはできますか？

A12 リビング・ニーズ特約は中途付加できますが、その他の特約は中途付加できません。
また、保険期間の変更、他の保険への切替えはできません。

ご質問・ご相談は、募集代理店またはメディケア生命までお気軽にご連絡ください。

